

添付法令資料 4 :

ウルトラ・マイクロ・ファイナンスに関する 2017 年 2 月 23 日付
インドネシア共和国金融大臣規程 No.22/PMK.05/2017 (目次)

同月 24 日施行

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 第 1 章 | 総則 (第 1 条) |
| 第 2 章 | 目的 (第 2 条) |
| 第 3 章 | プログラムの対象 (第 3 条) |
| 第 4 章 | プログラムの実施者 (第 4 条ないし第 7 条) |
| 第 5 章 | 資金調達 (第 8 条ないし第 10 条) |
| 第 6 章 | 配分者 |
| 第 1 節 | 基準 (第 11 条及び第 12 条) |
| 第 2 節 | 配分者指示メカニズム (第 13 条) |
| 第 3 節 | 配分モデル (第 14 条及び第 15 条) |
| 第 7 章 | ファイナンス配分要件 |
| 第 1 節 | 配分者への政府投資センターからの配分 (第 16 条及び第 17 条) |
| 第 2 節 | 債務者への配分者／リンケージ機関からの配分 (第 18 条) |
| 第 8 章 | ファイナンス契約 (第 19 条) |
| 第 9 章 | 信用情報システムプログラム (第 20 条) |
| 第 10 章 | 報告 (第 21 条及び第 22 条) |
| 第 11 章 | モニタリング及び評価 (第 23 条及び第 24 条) |
| 第 12 章 | 制裁 (第 25 条) |
| 第 13 章 | 経過規定 (第 26 条) |
| 第 14 章 | 終則 (第 27 条) |